

## 推薦・諸要件

で方面委員制度、あるいはそれに類似する制度が整備されていましたが、地方の任意制度であったため、その役割や任期等にはバラつきがありました。

改選方法については、方面委員令の施行以降、一定期間毎に改選は行われていました。ただ、昭和28年の民生委員法改正までは、任期途中で欠員補充を行う場合、現在のように前任者の残任期間ではなく、委嘱を受けたその日から「〇ヶ年」という方法を採用していたため、委員に応じて委嘱期間（始・終期）が異なることがありました。このため、事務の煩雑化等の理由で、昭和28年の法改正では3年に一度、全委員を一斉に改選することになりました。

この時から数えると、今度の改選は「21回目」を迎えることになります。

S.11年 方面委員令	任期4年、全国一律制度に
S.21年 民生委員令	任期2年
S.23年 民生委員法	任期3年
S.28年 民生員法改正	「一斉」に改選が行われるようになる。また、この時から委嘱日が12月1日となる。

### なぜ12月1日？

一斉改選日は、民生委員法が改正された昭和28年以降、変わらずに12月1日とされています。

この法改正時の民生委員法の附則第3項には、次のような経過規定があります。

「3 この法律の施行の際現に民生委員の職にある者の任期は、第十条の規定にかかわらず、昭和二十八年十一月三十日までとする。（以降、略）」

※上記に記載される「第十条」とは、任期3年を定めている規定を指します。

この法改正直前の改選は、欠員補充者を除き、昭和26年7月に実施されています。この時の任期は、すでに3年であったため、本来であれば昭和29年7月に改選が行われるはずでした。しかし、昭和28年8月1日に公布（一部を除き同日施行）され

た改正民生委員法の実施を早めたことから、昭和28年12月1日に前倒しされたというのがこの期日になった経緯です。これ以降、この委嘱日の変更については、何度か意見が出されています。

そのいくつかをご紹介しますと、昭和34年、全社協（全社協内に全国民生委員児童委員協議会が組織されていた）から国に対して、「12月は年末で繁忙期であり、新任委員への訓練等を考慮すると、7月1日とすることが望ましい」旨を要望しています。

近年では、平成19年に全国民生委員児童委員連合会の評議員会（各都道府県・指定都市の代表）において、年度開始日となる4月1日への移行が提案されましたが、決議までには至りませんでした。

また、国民からの質問に国の諸官庁が回答する「国政モニター（下記※参照）」にも、一斉改選時期の見直しに関する質問が寄せられたことがあります。

その内容は、「（要旨）年度始めとなる4月1日に行った方が、事務の引き継ぎ、役員改選、予算執行等がスムーズにいくので民生委員が活動しやすい」という趣旨の質問を寄せています。

これに対し、厚生労働省は、「（要旨）民生委員活動は福祉事務所をはじめとする関係機関と連携を図りながら、住民に対する援助を行っているため、民生委員と行政担当者等が同時期に異動することは、支援の継続性に支障が生じるおそれがあり、また住民も4月1日に生活環境が変わることが多いため、住民の生活実態を把握するのにも支障が生じることも考えられる」という趣旨の回答をしています。

この改選時期については、様々な意見がありますが、民生委員の活動しやすい環境の整備と、住民への継続的な支援という点を第一に考え、今後も継続して検討していく必要があります。

※国政モニターの質疑応答は、インターネットで「一斉改選 国政モニター」で検索すると、「民生委員の一斉改選時期の見直しを」と題したPDFファイルが検索上位に表示されます。

参考文献 民生委員制度四十年史（全社協）／民生委員制度五十年史（全社協）／民生委員制度七十年史（全社協）／千葉県方面委員時報（当会）／千葉県における民生事業の歩み第二集（当会）

編集協力 千葉県健康福祉指導課／船橋市地域福祉課／柏市社協